

令和 6 年度補正予算案の事業概要 (PR資料)

中小企業庁関係抜粋

令和 6 年 1 2 月

中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正予算案額 3,400億円

中小企業庁

- (1) イノベーションチーム、企画課、総務課、
経営支援課、財務課、海外展開支援室
(2) (3) イノベーションチーム
(4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

事業の内容

事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。
- (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (5) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）
事業承継・M & Aに際し、設備投資等や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援する。
- (6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援
制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ～ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

中堅・中小企業の賃上げに向けた 省力化等の大規模成長投資補助金

国庫債務負担行為含め新規公募分として**総額3,000億円** ※令和6年度補正予算案額 1,400億円

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

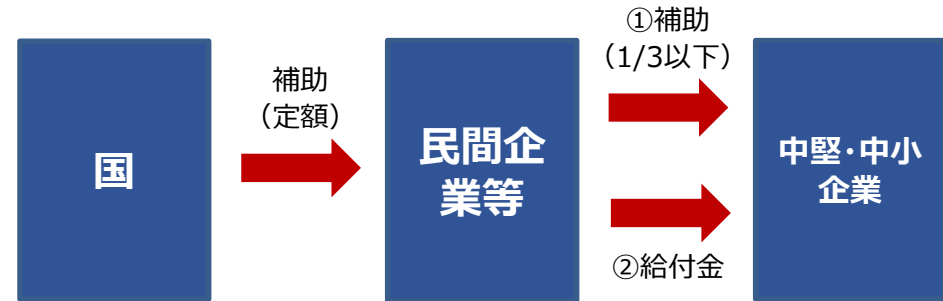
①大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を給付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円

※投資下限額は10億円

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円

※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円

成果目標

①大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

事業環境変化対応型支援事業

令和6年度補正予算案額 **112億円**

事業の内容

事業目的

エネルギー価格・物価の高騰、最低賃金引き上げ、インボイス制度への対応等の様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施策の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化することを目的とする。

事業概要

(1) 経営相談体制強化事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習等を通じて、相談体制強化を図る。

(2) よろず支援拠点事業

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、よろず支援拠点におけるコーディネーターの増員等を通じて、相談体制強化を図る。

(3) インボイス相談窓口事業

中小・小規模事業者がインボイス制度への対応を円滑に実施できるように、相談内容に応じた各種窓口への案内や相談体制の構築等を行う。

- (1) 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課、経営支援課、商業課
G X グループ環境政策課 G X 推進企画室
(2) 中小企業庁経営支援部経営支援課
(3) 中小企業庁事業環境部財務課

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) (3)



(2)



成果目標

(1) 窓口相談等対応件数のうち、解決策を得られた件数の割合を80%以上にする。

(2) よろず支援拠点への相談者が経営課題を解決した件数が30,000件以上になることを目指す。

(3) インボイス制度への円滑な対応のために構築する相談体制において、相談実施事業者のうち最終的に課題解決済を選択した事業者の割合を80%以上にする。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業

令和6年度補正予算案額 **61億円**

(1) 中小企業庁事業環境部金融課

(2) 中小企業庁事業環境部財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

(1) 中小企業活性化事業

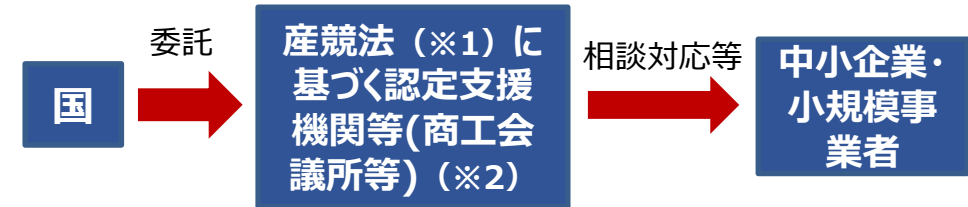
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。また、急増するニーズに対し、事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1) は中小企業活性化協議会

(2) は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

(1) 中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%(過去3年間の平均)以下に抑制することを目指す。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

中小企業取引対策事業

中小企業庁取引課

令和6年度補正予算案額 8.3億円

事業の内容

事業目的

足下の急激な物価高に伴うコスト上昇分のみならず、賃上げ原資の確保も含めて中小企業の適切な価格転嫁、適正な取引を実現するため、下請事業者へのアンケート調査を実施するほか、価格転嫁の情報発信やパートナーシップ構築宣言に係る実態調査等による取引実態の把握など、中小企業の価格交渉・価格転嫁を促進する。

事業概要

中小企業の取引適正化を図るためとし、以下の取組を行う。

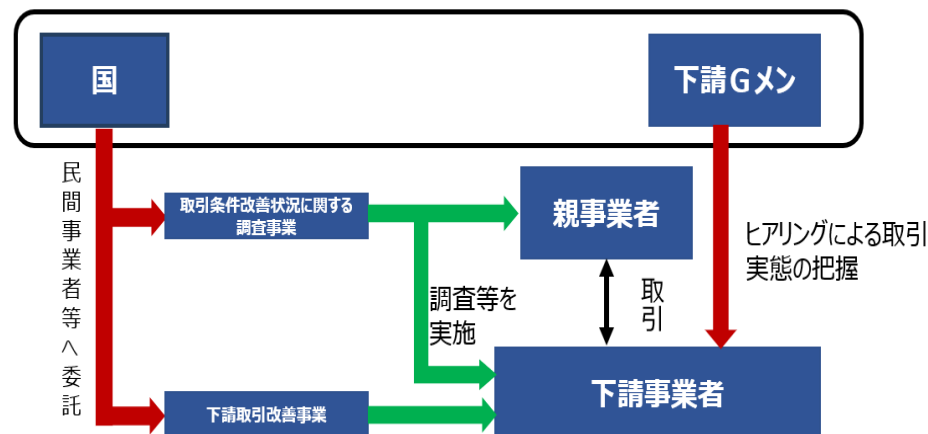
(1) 下請取引改善事業

- 下請中小企業を対象にアンケート調査を行い、価格交渉、価格転嫁の状況、発注側企業ごとの結果を公表するなどを通じ、中小企業が価格交渉できるような環境整備等を行う。
- 下請中小企業の価格交渉力向上のための情報発信を実施する。

(2) 取引条件改善状況に関する調査等事業

パートナーシップ構築宣言の宣言企業とその取引先にパートナーシップ構築宣言の取組、取引適正化のに向けた取組などの調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

下請事業者へのアンケート調査により取引実態を把握し、発注側企業の価格交渉・価格転嫁のリスト公表や事業所管大臣からの指導・助言を通じ、取引適正化を促進する。

受注企業向け調査において「発注側事業者に協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上となることを目指す。

100億企業育成ファンド出資事業

令和6年度補正予算案額 30億円

中小企業庁事業環境部財務課

中小企業庁事業環境部企画課

事業の内容

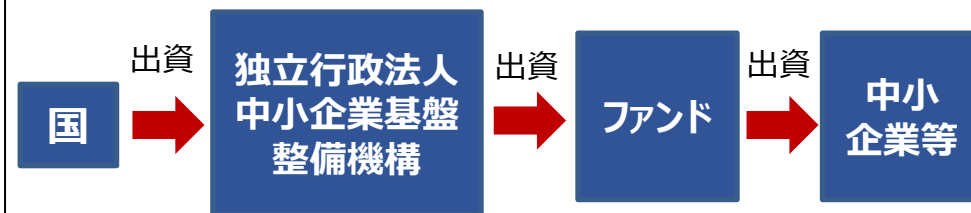
事業目的

売上高100億円を超える「100億企業」等への成長を目指す成長志向型中小企業等に対して、経営権の委譲を要さない資本性資金であるメザンファイナンス等を供給することで、財務基盤の強化を図り、M&Aや新事業展開等の新たな取組を一層後押しする。

事業概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資によりファンドを組成し、M&Aや、新事業展開等により、「100億企業」等への成長を目指す成長志向型中小企業等に対して、メザン・ファイナンスを中心としたリスクマネーの供給及びハンズオン支援を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

「100億企業」等への成長を目指す成長志向型中小企業等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資するファンドより30億円以上の投資を行うことで、M&Aや、新事業展開等の新たな取組を通じた成長を促進する。

なりわい再建支援事業（令和6年能登半島地震等）

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和6年度補正予算案額 **150億円**

事業の内容

事業目的

令和6年能登半島地震及び石川県が災害救助法施行令に基づき適用を決定した6市町において同年9月21日～23日にかけて発生した災害により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助し、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

県がなりわい再建のための復興事業計画の策定及び支援対象事業者である復興グループの構成員の公募を行い、国の認定を取得する。

認定後、支援対象事業者である中小企業等は自らの施設等の復旧に要する費用について、交付決定を受ける。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※多重被災事業者について、一定の要件の下、A類型5億円、B・C類型1億円までは定額補助可

<A類型（石川県）>

- ・補助上限額：15億円
- ・中小企業等：3/4以内（国1/2以内、県1/4以内）

<B類型（富山県）>

- ・補助上限額：3億円
- ・中小企業等：3/4以内（国1/2以内、県1/4以内）

<C類型（福井県、新潟県）>

- ・補助上限額：3億円
- ・中小企業等：3/4以内（国3/8以内、県3/8以内）

成果目標

県から交付決定を受けた事業者のうち、年度末時点で事業再建を果たした事業者数が80%以上を目指す。

なりわい再建支援事業（令和2年7月豪雨）

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和6年度補正予算案額 **9.8億円**

事業の内容

事業目的

令和2年7月豪雨により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助し、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

県がなりわい再建のための復興事業計画の策定及び支援対象事業者である復興グループの構成員の公募を行い、国の認定を取得する。

認定後、支援対象事業者である中小企業等は自らの施設等の復旧に要する費用について、交付決定を受ける。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※多重被災事業者について、一定の要件の下、5億円までは定額補助可

<A類型（熊本県）>

1. 対象者

県が策定する復興事業計画の構成員

2. 対象経費

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む）

3. 補助率

補助上限額：15億円

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）

上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）

成果目標

県から交付決定を受けた事業者のうち、年度末時点で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

なりわい再建資金利子補給事業（令和6年能登半島地震等）

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和6年度補正予算案額 **1.1億円**

事業の内容

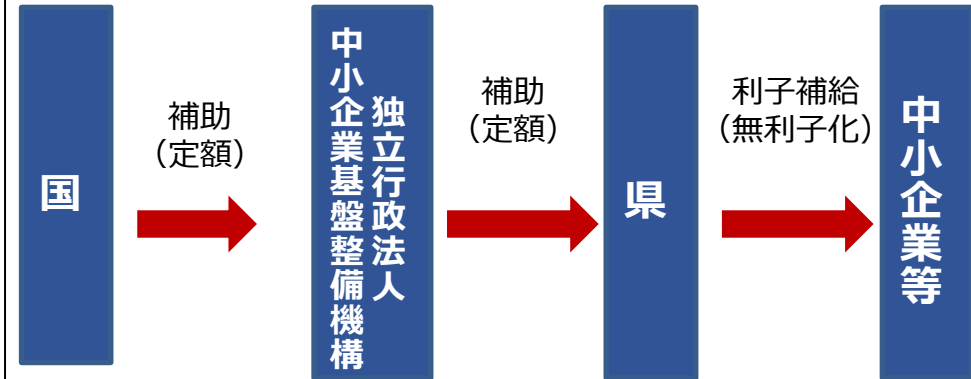
事業目的

令和6年能登半島地震及び石川県が災害救助法施行令に基づき適用を決定した6市町において同年9月21日～23日にかけて発生した災害（以下「令和6年能登半島地震等」）により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助するなりわい再建支援事業を措置しているところ、当該事業を活用する事業者の中には、資金繰りが困難な者も存在することから、事業者負担分の資金繰り支援を行い、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して利子補給金の交付事業に要する経費を補助することにより、中小企業等に対する融資の実質無利子化を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



1. 対象要件

令和6年能登半島地震等により被災し、なりわい再建支援事業（A類型）を活用し、復旧事業を実施する方

2. 対象貸付

政府系金融機関による特別貸付及び県による制度融資

3. 対象期間

貸付後3年間

成果目標

県から交付決定を受けた事業者のうち、年度末時点で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

なりわい再建資金利子補給事業（令和2年7月豪雨）

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和6年度補正予算案額 **0.1億円**

事業の内容

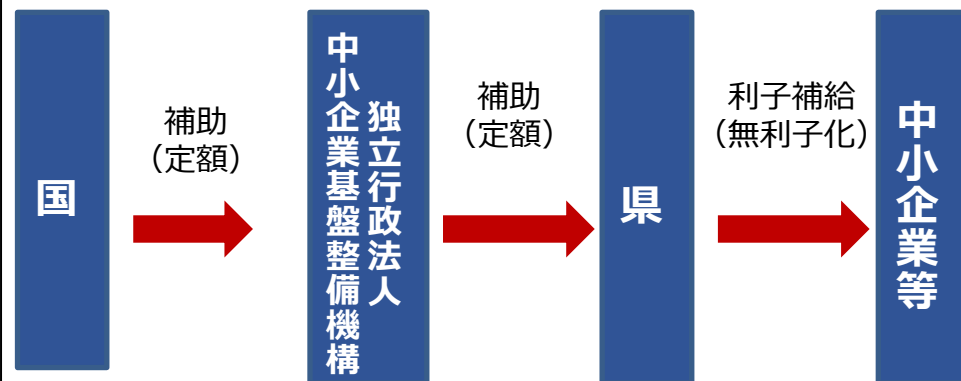
事業目的

令和2年7月豪雨により被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助するなりわい再建支援事業を措置しているが、資金繰りが困難な事業者も存在する状況であることから、当該事業に係る事業者負担分の資金繰り支援を行い、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。

事業概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して利子補給金の交付事業に要する経費を補助することにより、中小企業等に対する融資の実質無利子化を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



1. 対象要件

令和2年7月豪雨により被災し、なりわい再建支援事業（A類型）を活用し、復旧事業を実施する方

2. 対象貸付

政府系金融機関による特別貸付及び県による制度融資

3. 対象期間

貸付後3年間

成果目標

県から交付決定を受けた事業者のうち、年度末時点で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

中小企業等グループ補助金（令和3年、令和4年福島県沖地震）

令和6年度補正予算案額 **51億円**

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

事業の内容
事業目的 令和3年、令和4年福島県沖地震により被害を受けた地域を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助し、被災地域の速やかな復興の実現を目指す。
事業概要 中小企業等の事業者がグループを形成し、そのグループが共同して行う事業（共同事業）を盛り込んだ復興事業計画を策定し、その復興事業計画について、グループの代表者が県に対して認定申請を行い、県の認定を取得する。復興事業計画の認定後、認定されたグループの構成員が、自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、交付決定を受ける。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
国 補助 (2/3以内) 県 補助 (3/4以内、定額※) 中小企業等 ※多重被災事業者について、一定の要件の下、5億円までは定額補助可 1. 対象者 中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む） 2. 対象経費 施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む） 3. 補助率 補助上限額：15億円 中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4） 上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）
成果目標
県から交付決定を受けた事業者のうち、年度末時点で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

地域商業機能複合化推進事業（被災商店街等再建支援事業）

中小企業庁経営支援部
商業課

令和6年度補正予算案額 2.0億円

事業の内容

事業目的

令和6年能登半島地震による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることが重要である。このため、今般の災害の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用の支援を目的とする。

事業概要

令和6年能登半島地震の影響を大きく受けた商店街等※に対し、以下の事業にかかる経費の支援を行う。

（1）商店街災害復旧事業

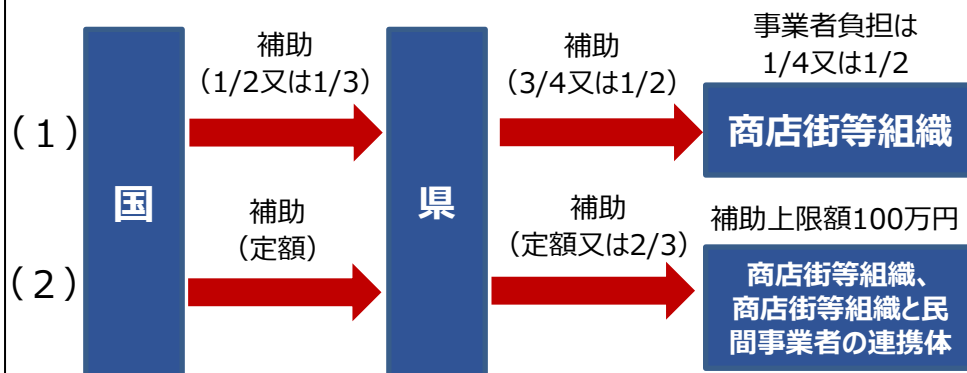
被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等を支援する事業。

（2）商店街にぎわい創出事業

商店街等のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用を支援する事業。

※（1）、（2）の補助の対象は、商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※（1）、（2）は、特に被害の大きかった石川県及び災害救助法が適用された県に所在する商店街等に限る。
※（1）は、能登半島地震に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合は、補助金の交付の対象と認められる場合がある。

成果目標

短期的には、

（1）被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等をを目指す。

（2）被災した商店街等のにぎわいを取り戻すことを目指す。

最終的には、令和6年能登半島地震の影響を大きく受けた商店街等の復旧を促進し、事業実施前と比較し、商店街等の来街者数・売上高の増加を目指す。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

中小企業庁経営支援部
小規模企業振興課

令和 6 年度補正予算案額 **10億円**

事業の内容
事業目的 国と地方公共団体が、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に則り、適切に役割分担、相互を補完する形で施策を講じることにより、発災時における迅速な復旧支援を通じた、地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とする。
事業概要 地方公共団体が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、局激指定された災害からの復旧支援を目的とした施策（施設・設備の復旧事業）等を講じる場合に、当該施策に要する費用を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<pre>graph LR; A["国 (各地の 経済産業局)"] -- "補助 (2/3等) 5億円上限" --> B["地方公共 団体"]; B -- "補助 (3/4以内)" --> C["地域の 中小・小規模事 業者等"]; B -- "補助・委託" --> D["民間団体等"]; C -- "中小・小規模 事業者支援" --> D;</pre> The diagram illustrates the support scheme. It starts with the National Government (国) providing subsidies (補助) to Local Public Bodies (地方公共団体) at a rate of 2/3, with a maximum of 500 million yen. The Local Public Bodies then provide subsidies (補助) to Local Small and Medium Enterprises (地域の中小・小規模事業者等) at a rate of 3/4 or less. Additionally, Local Public Bodies provide subsidies or commissions (補助・委託) to Civil Organizations (民間団体等). Civil Organizations also provide support (中小・小規模事業者支援) to Local Small and Medium Enterprises.
成果目標 地方公共団体が支援した中小・小規模事業者のうち、年度末で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）

商務・サービスグループ文化創造産業課
伝統的工芸品産業室

令和6年度補正予算案額 **9.8億円**

事業の内容

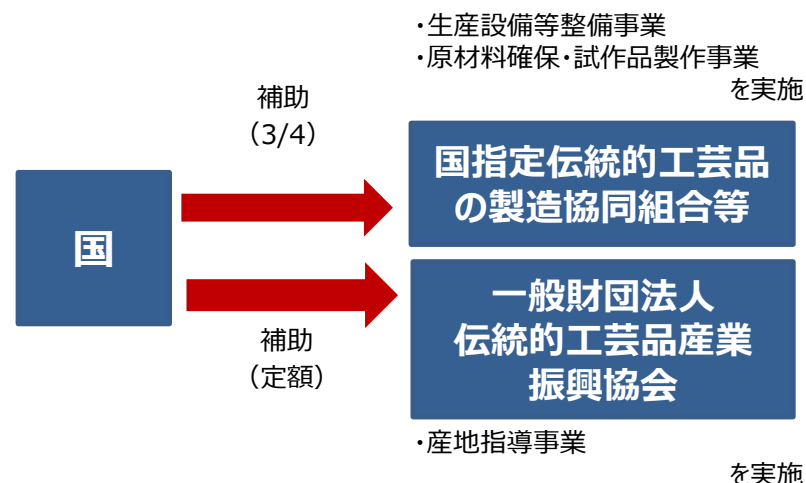
事業目的

令和6年1月の能登半島地震等により大きな被害を受けた地域の伝統的工芸品の事業者等に対し、産地活性化に向けた取組を支援することにより、被災地域における伝統的工芸品産業の早期の復興を促すことを目的とする。

事業概要

激甚災害に指定された能登半島地震の影響を受ける被災4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）や豪雨災害の影響を受ける石川県内6市町において、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき指定された伝統的工芸品を製造する事業者が実施する生産設備等整備事業、原材料確保事業等の経費並びに一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する被災者支援のための産地指導事業を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和6年能登半島地震等で被災した地域の伝統産業を支援し、迅速な事業再開を目指す。